

# 一般的な相続の流れ

## お亡くなりになったことのお申し出など

### 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

- ※1 相続お手続きが完了するまで、被相続人(お亡くなりになった方)のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。
- ※2 被相続人(お亡くなりになった方)の残高証明などの発行が必要な場合は必要書類をお持ちの上窓口までお越しください。

### 遺言書あり

#### 公正証書遺言・公正証書遺言以外

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方式は次の3種類です。

##### ※公正証書遺言

遺言者の遺言内容を、公証人が書き留めた遺言です。原本は公証役場にあり、遺言者・承認2名以上、公証人の署名・捺印があります。

##### ※自筆証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・捺印するものです。

##### ※秘密証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・捺印した後、封筒に入れて封をし、公証役場で証明してもらう方法です。

#### 分割協議成立

相続人が決まり、財産や債務の調査が終わった場合には、その財産や債務を相続人の中でどのように分けるかを定めることを遺産分割(協議)といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

(注)相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者の所在地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります。

### 遺言書なし

#### 遺産分割協議前など

相続人間での遺産分割協議は終了していないが、とりあえず、遺産分割協議は金融機関から払戻しを受けた後に相続人間で行う場合などです。

#### 相続人全員の遺産分割協議

#### 分割協議不成立

#### 家庭裁判所の調停・審判

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または裁判の手続によって遺産を分割することになります。